

事務連絡  
令和2年4月22日

児童臨時預かり希望の保護者様

大津市立逢坂小学校  
校長 木全 清友

新型コロナウイルス感染症にかかる  
臨時休校期間延長に伴う児童の臨時預かりについて（依頼）

平素より本校教育推進に何かとご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

別紙教育長通知のとおり、臨時休校期間が延長となりました。

臨時預かりについては、「これまでの臨時休校中よりもさらに厳しい状況にあるため、医療従事者などの社会的要請により勤務が必要な方など、やむを得ず保護者が学校での受け入れを希望される場合のみ」とあります。

保護者の皆様の就労状況や家庭事情等は様々であると理解はいたしておりますが、参加児童の健康を守るため、預かりを希望される方は、下記の事項についてお願いいたします。

記

1. 別紙「臨時預かり依頼書」の「依頼理由」欄には、医療従事者などの社会的要請により勤務が必要であることをお示しいただくため、可能な限り職種や勤務状況を、また、その他のやむを得ない状況についてもできるだけ具体的に記入してください。

※無記入の場合はお預かりできません。

※対象者以外の児童はお預かりできません。

※ご記入内容により、お電話にて更に詳細なご事情を伺うことがあります。

2. 「臨時預かり依頼書」を本校の都合上、4月27日(月)までに学校玄関のポスト投函又はFAX送信(522-1940)にて提出してください。(FAX送信の際は誤送信に注意してください。)

3. 預かりの自粛について

対象者であっても、次の場合は預かりを自粛していただきますよう重ねてお願いいたします

- ①在宅勤務等で、大人が一人でも家庭におられる場合
- ②祖父母、親族等の支援が受けられる場合
- ③工夫により、その他の方の協力が得られる場合
- ④時短勤務で早く退勤される場合
- ⑤3年生以上で特別な事情がない場合
- ⑥児童のみならず、同居者においても風邪症状や発熱などがある場合
- ⑦同居者が職場等で濃厚接触者となられた場合